

銀行券の発生と信用創造

宮澤和敏

はじめに

信用創造という言葉は、銀行が準備金としてもつ現金貨幣の額を超えて、銀行券や当座預金を創造するという意味でしばしば使用される。けれどもこの用語法では、準備金の額を超える銀行債務が何にもとづいて創造されるかは明らかではない。それにたいして山口重克氏は、銀行の債務の額が基本的に銀行の取得した債権の額に対応していることに着目しつつ、準備金を超えた銀行券の発行という現象の背後で生じている実質的な事態にそくして、信用創造の概念を捉え直す。すなわち山口氏は、「将来の貨幣支払いを先取りして現在の実上の貨幣を創出している関係」（山口[2000] 119頁）を信用創造と捉え、信用創造の機構としての側面を重視して、商業信用から銀行信用を展開するのである。

たしかに、銀行が商業手形を銀行券によって割り引くさいには、商業手形の支払いが将来になされるにもかかわらず、それと引き換えに創造される銀行券や当座預金は現在の貨幣として機能する。しかも興味深いことに、同様の関係はすでに商業信用にもみられる。すなわち、商業信用において振り出される商業手形は、将来の貨幣支払いが信用されることにもとづいて商品と引き換えに売手に受け取られるのであり、この取引において商業手形は事実上の現在の貨幣として機能するのである。もちろん、事実上の現在の貨幣といっても、商業信用において創出される商業手形は限定された購買力しかもたないのにたいし、銀行信用において創出される銀行券や当座預金は現金貨幣にまがう一般的な購買力をもつ。商業信用から銀行信用への展開は、創出される購買力が一般性を獲得していく過程でもある。山口氏はこうした関係に焦点を当てて信用論を展開することにより、信用機構の実質的な機能が信用貨幣の創造にあることを浮き彫りにしたといえよう。

けれども、山口氏の信用論にもなお検討を要する点が残されているように思われる。それは、銀行の債務がどのような論理によって、一覧払い債務の形式をとるようになるかという点である⁽¹⁾。山口氏の銀行券の説き方は時期によってやや異なるが、比較的最近の『経済原論講義』（山口[1985]）は、期限付き銀行手形と銀行券とを実質的には同質の銀行債務とみなし、銀行券そのものの発生のプロセスは理論的に展開していない。けれども、銀行券の発生には期限付き銀行手形の発生とは異なる論理が必要とされるのではないか。

この点は、信用論研究において古くから議論が重ねられてきた次の問題ともかかわっている。よく知られているように、マルクスは信用制度の基礎を二つの側面から説いている。第一は、「生産者や商人どうしのあいだの相互前貸が信用の本来の基礎をなしているように、その流通用具、手形は本来の信用貨幣すなわち銀行券などの基礎をなしている。」（Marx [1894] 訳⑦151頁）という捉え方であり、第二は、「信用制度の他方の面は貨幣取引業の発展に結びついており、この発展は、当然、資本主義的生産のなかでは商品取引業の発展と同じ歩調で進んで行く。・・・この貨幣取引業と結びついて、信用制度の他方の面、すなわち利子生み資本または貨幣資本の管理が、貨幣取引業者の特殊な機能として発展する。」（Marx [1894] 訳⑦154-155頁）という捉え方である。山口氏の信用論は、これらの二側面のうち、商業信用から銀行信用へ結びつく第一の側面を徹底して掘り下げたものといつてよい。とりわけ『経済原論講義』は、銀行の貨幣取扱業務にともなう当座預金業務やそれと関連して発展する利子付預金業務をまったく介在させずに銀行券の発生を説いているのである。

もちろん、歴史的な「貨幣取引業の発展」は原理的な考察において捨象されるべきであろう。しかし、銀行券の発生を原理的に説くさいには、銀

行の貨幣取扱業務に関連して発展する預金業務が、その前提として展開されていなければならないのではないのか。山口氏の銀行券の説き方にたいする疑問の源を探っていくと、この問題に行き着くのである。本稿ではこのような問題意識から、主に『経済原論講義』における商業信用から銀行信用までの展開を検討することを通して、信用創造の原理的規定について再考することにしたい。

1 商業信用の利点と限界

まず、『経済原論講義』において商業信用の利点がどのように説明されているかを産業資本間の取引に焦点を当てて簡単にみておこう。山口氏は、織物資本Aが紡績資本Bから手形で綿糸を購入する事例等を考察しつつ、買手の利点について、「商業信用は買手にとって追加的購買力ないし追加的資本力の調達機構として機能して、買手資本の利潤率の増進に寄与する」（山口 [1985] 220頁）という。他方、売手については、不確定的に変動する販売期間と販売価格を信用取引により確定することによって、販売期間の長期化や販売価格の下落に対処するために必要な変動準備資本を節約できるという点が挙げられる。また、売手が生産過程を維持するのに必要な準備貨幣資本をもっており、その商品の信用価格が市場における現金価格よりも高い場合には、商業信用は、現金にたいして販売すれば「過剰準備として遊休せざるをえない資本部分を転用して増殖させる役割」（山口 [1985] 220頁）を果たすと捉えられる。さらに、紡績資本Bが受け取った手形に裏書きをするなどしてCから信用で商品を購入する場合には、中間に入る紡績資本Bにとっては、「綿糸の流通期間は手形を満期日まで保有している場合に比べて事実上短縮される」という「追加的利点が生じる」（山口 [1985] 221頁）とされる。

このような山口氏の商業信用論の顕著な特質は、まず二者間の取引に焦点を当てて商業信用の利点を考察している点にある⁽²⁾。もちろん三者間の取引も取り上げられているが、それは二者間の考察によって明らかにされた基本的な利点を前提としつつ、追加的な利点をもたらすものとして論及されているにとどまる。従来の商業信用論は、はじめから三者以上の間で手形が流通する場合を

取り上げ、そこにおける中間当事者の利点、とりわけ流通期間の短縮という利点を強調することが多かったといつてよい。けれども、基本的には、三者以上の間の取引は二者間の取引が繰り返された結果である。したがって、二者間で商業信用関係が形成されるために必要な条件は、三者以上の間で商業信用関係が形成されるための前提条件になっている。

このように二者間の取引を取り上げると、受信者側の利点は比較的わかりやすいのにたいして、与信者側の利点を明らかにするためには立ち入った考察が必要とされることに気づこう。売手は、利潤率が増進するという見込みがあるときにはじめて、掛売りをを行う。山口氏は流通の不確定性を重視して、売手に側に販売の確定化にともなう利点や、過剰準備の転用という利点があることを明らかにしているわけである。

もっとも、手形が三者以上の間で流通する場合には、中間当事者は手形を購買手段として使用することができるから、中間当事者が購買手段としての機能を求めて手形を受け取ることはありうる。ただし、中間当事者のそのような行動が可能になるためには、その中間当事者にたいする売手が手形を受け取ることが中間当事者にあらかじめ了解されているという条件が必要である。この条件はいつでも成り立つわけではない。それが事前に了解されていない場合には、たとえ結果的に中間当事者となる経済主体であっても、購買手段として使用することを動機として手形を受け取るわけにはいかない。

また、それが事前に了解され、手形が購買手段として求められる場合にも、そのような手形の購買手段機能は中間当事者にたいする売手が手形を一方的な与信者として受け取ることによって支えられている。したがって、二者間の取引における与信者のような一方的な与信者の利点がどこにあるかという点や、その利点がどのような条件のもとで与信者にもたらされるかという点を分析しておくことは、手形が流通するための基本的条件を明らかにすることにつながるわけである。このことは、のちに銀行券の流通について考察する場合にも当てはまることに、ここであらかじめ注意を促しておこう。

さて、商業信用の利点を説いた山口氏は、「商

業信用関係が成立するためにはそれぞれの資本相互の間で一定の条件が満たされなければならないので、必ずしも商品を売買するすべての資本の間で恒常的、全面的に成立することにはならない」と述べ、商業信用の限界の考察に移る。そして商業信用が成立するためには、二つの条件が満たされなければならないとされる。第一は、「信用の需要側と供給側での信用の量、期間、時機の一致という条件」であり、この条件にかかわる問題は「量的条件の問題」と呼ばれる。第二は、「受信資本における将来の貨幣還流が確実に予想できる」という条件であり、これは「受信力の問題」と呼ばれる。このような条件を考察したうえで山口氏は、「商業信用は、買手の資本と売手の資本の双方に利点のある事実上の貨幣の調達と有利な転用の機構でありながら、必ずしも恒常的、全面的には利用できないという意味で、機構上の限界をもっている」というのである。(山口 [1985] 221-224頁)

ここでは、商業信用の限界は、それが「恒常的、全面的には利用できない」点にあるとみなされている。たしかに、「量的条件の問題」と「受信力の問題」が解決されれば、商業信用を利用することが売手にとっても買手にとっても利益となる。いいかえれば、それらの問題が解決されないことが、商業信用の「恒常的、全面的」な利用を妨げているといえよう。ただし、商業信用が利用されないケースには、さまざまな条件の不一致がある。のちに銀行信用において何がどのように打開されるかを考察する準備として、「量的条件の問題」のうち、時機の不一致に着目して商業信用が成立しない場合を分類しておこう。

時機の不一致というのは、買手が受信需要を形成する時機と売手が与信需要を形成する時機が異なるという問題であろう。山口氏の商業信用論によれば、与信動機をもつ産業資本が手形を受け取るのは、その手形の期限まで生産過程を支障なく維持できるだけの準備があることを前提としたうえで、その手形に対して販売することによって販売期間や販売金額を確定化させたり、過剰準備を有利に転用したりできるからである。与信動機をもたず、商品の販売によって現金をただちに入手したい売手は、手形にたいして販売することを拒否するはずである。他方、買手の側にも受信動機

がいつでも存在するとは限らない。手形による購買価格は現金による購買価格よりも多かれ少なかれ高いであろうから、準備貨幣資本に余裕のある買手は、手形による取引よりも現金による取引を求めることが多いにちがいない。このように売手と買手の信用売買にたいする態度は準備貨幣資本の量によって左右されるが、準備貨幣資本の量は、流通過程の不確定性等の影響によって過剰になったり不足したりする。その結果、買手が受信需要を形成する時機と売手が与信需要を形成する時機がそれぞれ不確定に変化することになる。

形式的にいえば、ある時点では、(1) 買手に受信需要があり売手に与信需要がある、(2) 買手に受信需要があり売手に与信需要がない、(3) 買手に受信需要がなく売手に与信需要がある、(4) 買手に受信需要がなく売手に与信需要がない、という四つのケースが生じうる。このうち商業信用が成立するのは、(1) のケースにおいて他の「量的条件の問題」や「受信力の問題」が解決される場合に限られる。(2) から (4) のケースは商業信用が成立しない。とくに問題になるのは (4) のケースである。これはたとえば、買手に準備貨幣資本の余裕があるために買手が現金による購買を求める一方、売手はその余裕がないために現金による販売を求めるというケースである。この (4) のケースも、商業信用の恒常的、全面的な利用が妨げられているケースという意味で、商業信用の限界を示す一例といってもよいが、そこではもともと信用売買が求められていないのであるから、同じく商業信用の限界といっても、他のケースにおける限界とはその性質が異なる。

とすれば、「商業信用の限界は銀行資本が介入することによって展開される銀行信用によって打開されることになる」(山口 [1985] 224頁)としても、(1) から (3) までのケースと (4) のケースとでは、打開の論理は異なることが予想されよう。では、山口氏において商業信用の異質な限界は銀行信用によってどのように打開されるのであろうか。山口氏の銀行信用論に移ろう。

2 商業信用の限界の打開

山口氏は、「いま綿糸の買手Aと売手Bの双方に信用によって綿糸を売買したいという要求があ

るにもかかわらず、それぞれの個別的諸事情による制約によって商業信用関係が形成できない」(山口 [1985] 224頁) という事例を挙げ、商業信用の限界がどのように打開されるか考察する。みられるようにここでは、買手にも売手にも信用による売買の要求があるとされているのであるから、時機の不一致の問題が解決されていることを前提として考察が始められていることに注意しておこう。さて山口氏は、「受信需要のあるAとしては、自分の手形には受信力がなくてBが受取らないのであれば、Bからの受信力のある資本の支払保証を受けようとする行動をとることになり、また受信力と量的条件の両方に問題があってBが受取らないのであれば、自分の手形と交換にBが受取るような手形を手に入れようとする行動をとることになろう。」(山口 [1985] 224-225頁) と述べ、このようなAの要求に応じてAの信用を代位する資本が存在すれば、Aの受信需要とBの受信需要は充足されることになる」と説く。

そのさい山口氏は、信用代位を求められ、それに応じうる資本は商業資本の中に存在すると考える。そのような資本が商業資本に限られるかどうかについてはなお検討の余地があるが、ここではその点はおき、そのような資本がどのように商業信用の限界を打開するのかみておこう。まず「受信力の問題」については、「多数の産業資本にたいして信用による商品の販売活動を行なっている商業資本であれば、単一の産業資本よりもむしろ受信力はあるといってよい。その商業資本による貨幣支払いは、その資本に集積されている多数の産業資本にたいする債権の貨幣としての還流によって保証されているということが出来るからである」(山口 [1985] 225頁) とされる。

多数の産業資本にたいして与信を行うことが受信力を高める理由を考えてみよう。さしあたり、多数の産業資本に対して与信を行う場合でも、単一の産業資本にたいして与信を行う場合でも、一定の確率で不払いが発生するとしよう。そのさい、単一の産業資本にたいする債権の不払いは、各時点において一定の割合の債権が不払いになるというよりも、回収が可能などときには全額が回収されるのにたいして、不払いが発生したときには回収が全面的に不可能になるという形になることが多いにちがいない。単一の産業資本にたいして与信

を行っている場合、このような形の不払いに各時点で同じように対応することは困難である。それにたいして多数の産業資本にたいして与信を行っている場合には、個別的事情がならされ、各時点である程度安定した割合の産業資本が不払いに陥ると考えられるから、それに応じた貸倒準備金を用意しておけばよい。すなわち、多数の産業資本にたいして与信を行っている場合のほうが不払いに容易に対処することができるわけである。しかも、多数の資本にたいして与信を行っている場合、「広汎な与信活動において収集される情報が利用できる」(山口 [1985] 226頁) のであるから、不払いの発生する確率は低下する。以上のような理由から、多数の産業資本にたいして与信を行っている資本は、大きな受信力をもつといえよう。

では、「量的条件の問題」はどのように解決されるのであろうか。山口氏は、「商業資本のもとには個々の産業資本の個別的諸事情が集中されて、ならされているので、商業資本としては受信の量的条件を産業資本よりも自由に与信資本の必要としている条件に適応させうる余地も大きい」(山口 [1985] 225頁) という。

山口氏のいうように、「個別的諸事情が集中されて、なさられている」ことは、「量的条件の問題」をある程度解決すると考えられる。まず、時機の不一致の問題についてみてみよう。信用代位業務を行う資本は、Aに受信需要がありBに受信需要がない場合であっても、その時点で受信需要を形成している他の資本CとAの受信需要をつなぐことができる。この場合、もともとAとCの間には時機の不一致の問題はないのであるから、その問題そのものが解決されたとはいいいくいかもしれない。ただし、他の問題のためにAとCの間の信用取引が成立しないという状況において、信用代位業務を行う資本の介在によりその取引が成立するようになったとすれば、結果的にAにとっては時機の不一致の問題も解決されたことになろう。すなわち、特定の買手と特定の売手の間に時機の不一致があつて信用売買が成立しないという問題は、信用代位業務を行う資本が多数の資本にたいしてその業務を行うことによって、打開される面があるといつてよい。

ただし、ある時点の市場において、受信需要を形成する売手が不足するために買手の受信需要が

満たされなかったり、受信需要を形成する買手が不足するために売手の与信需要が満たされなかったりする問題（先の（２）（３）のケース）や、現金による売買を愛好する資本が存在する問題（先の（４）のケース）は、信用代位業務を行う資本が存在しても打開されずに残る。したがって受信力をもつ資本が信用代位業務を展開するようになって、信用による売買は恒常的、全面的には成立せず、部分的なものにとどまることになる。

他方、信用の量や期間の不一致についても、「個別的諸事情が集中されて、なざられている」ことは、問題の解決に役立つ。ここでは、銀行券とのつながりを考察するために、とくに期間の不一致についてみておこう。たとえば、Aが3ヶ月の受信を求め、Bが1ヶ月の与信を求めている場合、信用代位を行う資本がAから3ヶ月の手形を受け取る一方、Aを介してBに1ヶ月の自己の手形を渡すことはありえよう。ただし、Bは1ヶ月後には支払請求を行う。Aからの返済は3ヶ月後であるから、Bの支払請求に応ずるためには、その時点で現金貨幣が準備されていなければならない。信用代位業務を行う資本が自己資本としての貨幣をそれに当てても高利潤を取得しうることであろう。ただし、これは事実上、自己資本としての貨幣を2ヶ月間Aに貸し付けることを意味する。一般的には、自己資本としての貨幣を直接に貸し付ける場合の利潤率は高くはない以上、こうした取引を通常の業務とするわけにはいかない。基本的には、他の資本からの返済還流によって、Bからの請求に答えることになろう。すなわち、形式的に言えば、信用代位を行う資本が1ヶ月の商業手形に対して3ヶ月の自己の手形を与えるという取引を別に行っていなければならない。つまり、集積・集中した債権債務全体としては、銀行債務の支払期限と銀行債権の支払期限が対応している必要があるわけである。

では、信用代位業務を行う資本は、どのようにして債務を一覧払い形式の銀行券にすることができるのだろうか。山口氏は、信用代位業務を専門的に行うようになった資本を銀行と呼ぶ。以下本稿でも、銀行券を発行する前であっても、信用代位業務を行う資本を銀行と呼ぼう。さて山口氏は、「銀行は個別資本的な制約のある買手の手形

を自分の手形と交換してやって、自分の受信力で買手の受信力を代位してやり、売手はこの銀行の支払能力を信用して商品を販売するという二重化した信用関係が展開されることになるわけであり、こうして銀行資本は、一方の手で信用を与え、他方の手で信用を受ける資本となる。銀行の手形（支払約束）のうち、簡単な整数金額表示の一覧払形式のものがいわゆる銀行券である」（山口[1985] 227頁）と述べる。

銀行券の発生について、山口氏はこれ以上の説明をとくに加えていない。期限付きの銀行手形と一覧払い債務である銀行券とは、基本的に同一の性質をもつ債務として扱われているといえよう。もとより、銀行券は銀行の支払約束であり、一種の銀行手形である。とはいえ、期限付き銀行手形と銀行券の間には、受け取る経済主体の動機の側面からみると、質的な断絶があるのではないであろうか。

期限付き銀行手形が受け取られる動機は、商業信用において与信需要を形成する経済主体が手形を受け取る動機と同じであろう。すなわちそれは、手形にたいして販売することによって、販売期間や販売金額を確定化させ準備を節約したり、過剰準備を有利に転用したりすることである。期限付き銀行手形が流通する場合にも、そのような動機をもつ経済主体の間の取引や、そのような動機をもつ経済主体が受け取ることを予定した取引において、手形が受け取られることになる。

では、銀行債務が一覧払い形式の銀行券となることによって、経済主体の行動にどのような影響が及ぼされるであろうか。まず問題になるのは、最初に誰がそれを受け取るかである。銀行券を最初に受け取る位置にいるのは、銀行に信用代位を求める経済主体であろう。ただし、銀行券は銀行の一覧払い債務である以上、その経済主体はいつでも自由に銀行券の兌換を求めることができるはずである。その経済主体が銀行券を受け取ったまま兌換を求めないとすれば、それは銀行券を保持することに、現金貨幣を保持することにはない固有の利益がある場合に限られるのではないか。

もともと、その経済主体にたいする売手が銀行券を受け取るのであれば、その経済主体も銀行券の兌換を求めないとみなしよという考え方もあるかもしれない。そこで、売手の利点について検

討してみよう。たしかに銀行券にたいして販売すれば、売手はその時点で現金貨幣を入手しうることになり、販売価格と販売期間を確定することができる。ただし、その利点を求める売手は、銀行券を受け取らなければならないわけではない。買手はいつでも自由に兌換を行うことができるのであるから、売手は買手にたいして現金貨幣による購買を求めることもできる。つまり、販売価格と販売期間の確定化という売手の動機は、銀行券を受け取るという売手の行動を必然的にもたすわけではないのである。

では、過剰準備を有利に転用するというもう一つの与信動機は、売手が銀行券を受け取る理由になるのであろうか。期限付き銀行手形にたいする販売であれば、多かれ少なかれ信用価格は現金価格よりも高くなる。それにたいして、商品の銀行券に対する価格が現金にたいする価格よりも高くなることはない。というのは、かりに銀行券にたいする価格が高ければ、銀行券所有者は兌換をして商品を買うからである。銀行券にたいして売っても、過剰準備を有利に転用することにはならないのであるから、その動機からは銀行券を受け取るという行動は発生しない。

このように売手にとって銀行券を受け取ることに固有の利益がないとすれば、売手が銀行券を必ず受け取るとはいえないことになろう。つまり、銀行券を購買手段や支払手段として使用することのできる可能性、すなわち銀行券の流通性は、現金貨幣の流通性よりも多かれ少なかれ低いのである。もともと銀行に信用代位を求める経済主体は、自らの手形よりも流通性の高い手形を求めて銀行債務を受け取る。ただし、その銀行債務が銀行券である場合には、たとえ銀行券の流通性が自らの手形の流通性よりも高いとしても、その兌換を行うことによって、銀行券よりもさらに流通性の高い現金貨幣を入手しうるといふ利益が生ずるわけである。

そうであるにもかかわらず、銀行券を受け取って兌換を行わないという行動が発生するためには、銀行券の流通性が現金貨幣の流通性よりも低いことから生ずる不利益を償って余りある利益が、それによってもたらされなければならない。ところが山口氏は、そのような利益については論じていない。氏は、銀行券を発行してもただちに

支払請求がなされないことを前提に、銀行券が銀行手形の一つであることを説明しているにとどまる。問題は、この前提がどのように与えられるかである。

3 貨幣取扱費用の節約と一覽払い債務の発生

経済主体が銀行券を受け取る動機として考えられるのは、貨幣取扱費用の節約動機であろう。といっても、貨幣取扱費用にも多様な費用が含まれている。そこで貨幣取扱費用を、購買・支払いにともなう費用と、保管にともなう費用とに分けてみよう。購買・支払にともなう費用とは、たとえば購買のために貨幣を持ち歩いたり、支払いのために貨幣を送付したりするなど、購買や支払いに直接に付随する行為にともなって発生する費用を意味する。他方、保管にともなう費用とは、たとえば貨幣を手もとに置いておくさいにその盗難を防ぐための費用など、直接には購買や支払いにかかわらない費用である。これらのいずれについても、現金貨幣よりも銀行券のほうが費用はかからないといってよい。それは支払請求を行わないことによって直接的にその所有者にもたらされる利益である。では、貨幣取扱費用の節約動機によって、銀行券の流通を導出することができるのであろうか。

まず、購買・支払いにともなう費用の節約について検討してみよう。これまで考察してきた与信動機は、銀行券を受け取って兌換を行わないという行動を発生させる積極的な要因にはならない以上、発生論的な理論展開において銀行が銀行券を発行し始めた時点では、多くの経済主体はほとんど銀行券を受け取らないと考えておくべきである。そのような状況において銀行券を受け取れば、銀行券所有者は購買や支払いにさいして兌換を行わなければならない、そのための費用が新たに必要になる。とすれば、購買・支払いにともなう費用の節約動機を出発点として、銀行券流通を発生させることは困難であろう。理論的に銀行券流通を発生させるためには、他に先駆けて銀行券を受け取る経済主体が存在することを明らかにしなければならない。けれども、購買・支払いにともなう費用の節約という利点は、基本的には、銀行券が多

くの経済主体に受け取られることを前提としたうえででもたらされる利点である。すなわちそれは、銀行券の流通が発生した後に結果的にもたらされる利点であり、銀行券流通の発生の根拠にはならないわけである。

それにたいして、貨幣の保管にともなう費用を節約しようとしている経済主体は、たとえ銀行券を購買・支払手段として使用することができなくても、それをいつでも兌換することができるのであれば、さしあたり銀行券を受け取るであろう。もちろん、そのような経済主体も、長期にわたって銀行券を手もとに遊休させておくわけにはいかない。長期資金は、何らかの方法で利益をもたらすために活用されるにちがいない。ただし、その経済主体がある程度の期間、貨幣を手もとに置いておく予定であるならば、その間は貨幣を銀行券の形態で所持し、購買ないし支払いの必要に応じて兌換を行うという行動をとることはありえよう。

このように貨幣の保管費用の節約動機から銀行券を受け取る経済主体が存在すれば、そのような経済主体を取引相手として購買や支払いを行う経済主体のなかには、購買や支払いにともなう費用を節約するために、取引相手が銀行券を受け取ることを予定して銀行券を受け取る経済主体も現れることになる。銀行券を受け取る経済主体が増加すれば、さらにそれを予定して銀行券を受け取る経済主体が現れ、銀行券の流通範囲は次第に拡大することになる。やがて不特定多数の取引相手と取引を行う経済主体も、取引相手の多くが銀行券を受け取ることを予定して、銀行券を受け取るようになるのである。

銀行券が広く流通するようになるまでに上のようなプロセスが介在するとすれば、銀行券は、生成した当初はほとんど流通せず、時の経過とともに次第にそれが流通するようになると考えてよいであろう。では、このプロセスでは銀行のどのような業務が銀行券を発行するのであろうか。まず、信用代位業務から考えてみよう。銀行にとって期限付き銀行手形による信用代位から銀行券による信用代位に切り替えることによってメリットが生ずるために必要な条件は、そうすることによって銀行債務の支払いまでの期間が短期化しないこと、あるいはむしろそれが事実上延長されること

であろう。この条件は、多くの経済主体が銀行券を貨幣として授受することによって満たされる。すなわち、銀行が銀行券で手形割引を行う前に、銀行券が広く流通していなければならない。とすれば、それまでプロセスにおいて銀行券を発行するのは、銀行の信用代位業務ではなく貨幣取扱業務ではないかと推測されよう。

といっても、貨幣取扱業務に関連して発展する預金業務には、当座預金業務と利子付預金業務というやや異質の業務が含まれている。さらに、当座預金業務の展開にともなって、銀行は預金設定による与信が可能になる。そこで、当座預金と利子付預金の関係や、預金設定による与信と銀行券による与信の関係を理論的にどのように展開するかが問題になる。その問題を考察する手掛かりとして、山口氏が当座預金および利子付預金をどのように説いているかみておこう。

山口氏は、銀行がその受信力を基礎にして貨幣取扱業務を兼業するようになると、銀行は貨幣取扱手数料を追加的な利潤の源泉とすることになるが、そればかりではなく、「貨幣取扱業務にともなって生じる他の諸資本の貨幣の滞留が、銀行の資本として投下しなければならない支払準備金の節約ないし補強による与信活動の効率化ないし拡張を可能にし、銀行の利潤率の増進をもたらす」という。さらに、「銀行は、この預金の振替による決済方式の展開にともなって与信を預金設定によって行ないうることになる」とされ、また、預金の滞留を転用して与信量を拡大するという利点を利用するために、銀行は「代価を支払ってでも進んで広汎な諸資本から遊休貨幣資本を期限付で集中し、その確定的な滞留を確保しようとする」、すなわち、利子付預金業務が行われるようになる」と説かれる。(山口 [1985] 229-230頁)

このように山口氏は、まず貨幣取扱業務を行う資本が受信力のある資本でなければならないことを重視する。銀行の信用代位業務の後に貨幣取扱業務が説かれるのは、そのためであろう。貨幣取扱業務の兼業は、銀行の意図せざる結果として貨幣の銀行内における滞留という追加的メリットをもたらすことになり、このメリットを意図的に追求したのが銀行の利子付預金業務であるとみなされているわけである。

ところで、銀行の一覧払い債務による信用創造

の説き方には、銀行券と当座預金とで異なる点がある。それは、銀行券流通の発生過程は説かれていない⁽³⁾の⁽³⁾にたいして、当座預金の流通についてはそれが事実上説かれている点である。すなわち、「銀行は、この預金の振替による決済方式の展開にともなって与信を預金設定によって行ないうることになる」という部分は、当座預金としての銀行の一覧払い債務の流通を前提として預金設定による与信が可能になると説いているように読むことができるであろう。このように、銀行の貨幣取扱業務の展開を受け、経済主体が貨幣取扱費用の節約動機から銀行の一覧払い債務を授受するようになることが、一覧払い債務の創造による銀行の信用代位業務の前提になるという関係は、当座預金の場合も銀行券の場合も同じではなからうか。そのような観点から銀行券流通を理論的に発生させてみよう。

まず、期限付き銀行手形による信用代位業務を行っていた銀行は、銀行券を発行する前であっても、その受信力を基礎にして貨幣取扱業務を兼業することができるであろう。貨幣取扱費用の節約を求める経済主体は、銀行に貨幣を預託して当座預金口座を開設することになる。そのような経済主体は、取引相手が貨幣を支払う場合、それが自分の口座に振り込まれることを拒否しないはずである。その結果、当座預金としての銀行の一覧払い債務は、貨幣取扱費用の節約を求めて当座預金口座を開設した経済主体の間で流通することになる。そのような経済主体が増加するにつれて、その流通範囲が拡大するのである。それがある程度拡大すれば、銀行は当座預金を創造してもある程度の期間は支払請求を受けないことになり、銀行は手形割引を当座預金の創造によって行うことができるようになる。また、山口氏のいうように、貨幣取扱業務にともなって生ずる銀行内の貨幣の滞留は銀行にとって利益となるから、銀行はさらに利子付預金業務を行って積極的に遊休資金を集めるようになるといえよう。

銀行券が最初に発行されるのは、このような預金の払い戻しにさいしてではないか。まず、当座預金について考えてみよう。当座預金口座を開設して貨幣取扱操作を銀行に委託することには費用がかかるから、当座預金口座を開設しない経済主体も残るにちがいない。したがって、当座預金口

座をもつ経済主体がそれをもたない経済主体にたいして支払いを行う場合には、その当座預金を払い戻さなければならない。そのさい、銀行は当座預金の払い戻しをさしあたり銀行券によって行うと想定することは可能であろう。というのは、銀行にとっては、銀行券の支払請求がただちになされても損失にはならず、それがなされるまでにある程度の時間が経過するならば、現金貨幣が銀行に滞留することになり、それを流用して利益が得られることになるからである。この場合、銀行債務を一覧払い形式にすることは、銀行にとって超過利潤を追求する手段となるわけである。

もちろん、当座預金を払い戻す経済主体は、ただちにそれを購入手段ないし支払手段として使用する予定であれば銀行券を受け取らない。けれども、先述のように、その経済主体がある程度の期間、払い戻した貨幣を手もとに置いておくつもりであれば、貨幣の保管費用の節約動機から銀行券を受け取る場合はあると考えられる。もとより当座預金にも貨幣の保管機能はあるが、それには一定の手数料がかかるの⁽³⁾にたいし、銀行券を手もとに保管しておく場合にはそのような手数料はかからない。それゆえ、保管する額や期間によっては、当座預金よりも銀行券が好まれることはあるにちがいない。

同様のことは利子付預金の払い戻しにさいしても行われうる。当座預金口座を開設している経済主体のみならずそれを開設していない経済主体も、ある程度の期間にわたって遊休する貨幣をもっていれば、利子付預金口座を開設することになるから、銀行への預金者の範囲はおそらく拡大することになる。銀行は、利子付預金の払い戻しが求められた場合、当座預金への振替や銀行券によってそれに応ずると考えられる。払い戻しを求める経済主体は長期的に貨幣を遊休させておくつもりがないからそうするのであろうが、多少とも貨幣を手もとにおいておくつもりであれば、先の場合と同様に貨幣の保管費用の節約動機から銀行券による払い戻しを受け容れる場合がある。

このように預金の払い戻しにともなって発行された銀行券は、それを払い戻した経済主体の手もとにとどまるとは限らない。それは、同様の節約動機をもつ取引相手にも受け取られうる。このような経済主体の行動を起点として、銀行券は次第

に広く流通するようになり、銀行券がある程度の期間にわたり支払請求を受けないようになれば、銀行は銀行券の創造による与信を行うことができるようになるわけである。

貨幣取扱費用を節約するという動機は、基本的には、売買を行うすべての経済主体が恒常的にもつ動機であるといつてよい。したがって、期限付き手形による売買とは異なって当座預金や銀行券による売買は、恒常的、全面的に行われうることもなる。こうして銀行信用は、銀行債務を受け取る経済主体の動機のなかに貨幣取扱費用の節約という動機をとりこむことによって、商業信用の限界を全面的に打開しうることになるのである。

以上のように考えてみると、一覧払い債務という形式そのものは銀行の貨幣取扱業務に由来することが理解されよう⁽⁴⁾。経済主体が銀行の一覧払い債務を保有すること、すなわち、支払請求をいつでも行うことができるにもかかわらずそれを行わないという形で銀行にたいする与信を行うことは、それ自体としてみれば、「将来の貨幣支払いを先取りして現在の事実上の貨幣を創出している関係」を含んでいない。山口氏は、当座預金については「それ自体は本来の信用関係ではない」ことを明確にしているが、同様のことは銀行券についても当てはまる。当座預金にせよ銀行券にせよ、貨幣取扱業務の展開を前提に銀行の一覧払い債務の創造による信用代位業務が行われるようになった段階においてはじめて、経済主体の保有する銀行の一覧払い債務が、将来の貨幣還流を先取りして創出された事実上の現在の貨幣としての意味をもつようになるわけである。

もちろん、一覧払い債務という形式が銀行の貨幣取扱業務に由来するといつても、銀行は貨幣取扱業務によって一定の預託された貨幣から繰り返し一覧払い債務を創造することはできない。それにたいして、一覧払い債務がある程度流通することが前提されれば、預託された貨幣の量に直接に制約されることなく、銀行は信用代位業務によって繰り返し一覧払い債務を創造することができるのである。ただし、経済主体が銀行債務を受け取る主要な動機が貨幣取扱費用の節約になった結果として、銀行の一覧払い債務による信用創造には期限付き銀行手形による信用創造とは異なる制約が生まれる。再び『経済原論講義』の論述に戻り、

その点について検討しよう。

4 支払準備金の二つの機能

山口氏は銀行券を導出した後、「銀行手形ないし銀行券の流通性（譲渡性）、あるいは銀行の支払能力は、直接的には銀行の資本の一部を構成する支払準備金によって支えられているといつてよい」（山口 [1985] 227頁）といつたうえで、「この支払準備は、しかし、銀行の支払能力にとって必ずしも実質的な基礎をなすわけではない」（山口 [1985] 227頁）と述べ、支払能力の実質的な基礎と支払準備金の実質的な意味について次のような基本規定を与える。

「銀行はその専門的な情報収集活動にもとづいて広汎な産業資本ないし商業資本の中から支払能力が確実に信用しうる諸資本の手形を選別し、それらの諸資本の手形を自分の手形で集中代位することによって、それらの諸資本による円滑な返済を銀行の手もとに集中・集積しているのであり、銀行の債務にたいする支払能力の実質的な基礎はここにあるのである。・・・部分的な不渡りは銀行の支払能力の基礎を部分的に損う事態でしかないわけであつて、銀行としてはその分だけ部分的に補完すればよい。支払準備金は実質的にはこのような部分的補完を行なうという意味をもつものと考えられるのである。」（山口 [1985] 227頁）

要するに、銀行の支払能力の実質的な基礎は、銀行の取得した債権からの円滑な返済であり、支払準備金の実質的な意味は、不渡りによって損なわれた銀行の支払能力を補完する点にあるというわけである。そのさい、銀行券の導出の仕方に対応して、期限付き銀行手形と銀行券とが銀行の債務として一括されたうえで、それらの「流通性（譲渡性）」を支える要因や支払準備金の実質的な意味が考察される。けれども、それらの銀行の債務の受け取られる動機が異なるとすれば、それらの点についても異なるところが出てくるのではないか。

たしかに、銀行券も銀行の債務である以上、期限付き銀行手形と同様に、銀行の支払能力にたいする信用がなければ受け取られない。たとえばかりに、銀行が回収不能の債権を大量に抱えてその経営状態が悪化すれば、期限付き銀行手形にせよ

銀行券にせよ、銀行の債務は受け取られなくなる。あるいはまた、銀行の支払能力にたいする評価が経済主体によって異なるとすれば、期限付き銀行手形にせよ銀行券にせよ、銀行の債務はその銀行の支払能力を低く評価している経済主体には受け取られない。

ただし、支払準備金の意味について考察する場合、銀行債務が受け取られないことによってもたらされる事態が、期限付き銀行手形と銀行券とで異なることに注意しておく必要がある。期限付き銀行手形であれば、ひとたび銀行外の経済主体に受け取られれば、たとえ支払日の前に他の経済主体によって手形の受け取りが拒否されたとしても、支払日までは支払請求がなされない。その支払日に銀行に請求される額は、全体としてみれば、銀行の取得した商業手形の返済としてその日に銀行に還流するはずの額に基本的に対応する。したがって返済還流が順調に行われているかぎり、銀行は還流する貨幣によって支払請求に対処することができるのであり、支払準備金が不渡りによって損なわれた銀行の支払能力を補完しさえすれば、銀行の信用代位業務に支障は生じないわけである。

それにたいして銀行券の場合には、その銀行券を受け取らない経済主体との取引においては、支払請求がなされる。しかも、銀行の支払能力を信用している経済主体であっても、銀行券を受け取るとはかぎらない。銀行券を受け取る主要な動機は貨幣取扱費用の節約にあるから、ある経済主体がそれを受け取るかどうかは、その経済主体の比較的多くの取引相手がそれを受け取るかどうかによって左右される。銀行は、このように銀行の支払能力とはさしあたり独立の要因によって生ずる支払請求に対応しなければならぬのである⁽⁵⁾。

このような支払請求は、銀行券が発生した当初ばかりではなく、銀行券が広く流通するようになってからも生じうる。たとえば、再生産における流通がいくつか異なる銀行券の流通圏に分かれている場合、ある銀行券の流通圏に属さない経済主体は、たとえその銀行の支払能力を信用していても、取引相手の比較的多くがその銀行券を受け取らないために、自分もその銀行券を受け取らないのである。

このような複数銀行券流通は、経済主体の商品

経済的な利益を犠牲にして存続しているわけではない。銀行券を授受する経済主体にとっては、異なる流通圏との取引においては、兌換が必要となり、多少の費用がかかることになる。とはいえ、経済主体は取引全体として、現金貨幣を使う場合よりも費用の節約になるかぎり、特定の銀行券を使い続けることになる。他方、銀行の側も、自行の銀行券が流通しない領域があったとしても、銀行券がある程度以上の期間にわたって銀行外に滞留するのであれば、銀行券を発行することにメリットはある。このように、いくつかの銀行券流通圏は、諸銀行や経済主体の商品経済的な利益を阻害せずに並存しうるわけである。

もちろん、再生産全体の流通が単一の銀行券によって媒介されている場合と比較すれば、複数銀行券流通は経済主体に負担を強いるといつてよい。けれども、いうまでもなく経済主体は結果的にもたらされる利益を求めて単一の銀行券を授受するようになるわけではない。経済主体は、たとえ自分の属する銀行券流通圏が再生産の一部をおおっているにすぎないとしても、先述のように、貨幣取扱費用の節約になるかぎりその銀行券を受け取り、自分がその流通圏に属さない他銀行券は受け取らない。すなわち、経済主体の商品経済的行動は単一銀行券流通をむしろ妨げる方向に働く面があるのである。したがって原理的には、商品経済外的な強制力が働かなくても商品経済の論理にもとづいて、個々の銀行券流通圏は再生産の一部しかおっていないという状態が存続しようと考えるおかなければならない。また現実の経済においても、そのような事態が一般的にみられるといえよう。

同様のことは当座預金についても当てはまる。当座預金の流通圏は、個々の銀行に当座預金を開設している経済主体の範囲に対応するから、それは銀行券の流通圏と比較してかなり狭い範囲に限定されるにちがいない。とはいえ、当座預金の創造による与信が銀行の利潤率を増進するかぎり、それはやはり継続されるのである。

このように銀行の一覽払い債務の流通圏が限定されているとすれば、圏外にたいする支払いにもなって支払請求がなされることになる。とすれば、一覽払い債務を発行する銀行の支払準備金は、不渡りによって損なわれた銀行の支払能力を補完

するという機能ばかりではなく、対外支払に対応するための準備金としても機能しなければならない。しかし、先に引用したように、山口氏は支払準備金の基本規定を与えていると思われる箇所、期限付き銀行手形と銀行券とを一括してその支払準備金の実質の意味を考察するとどまり、銀行券にたいする支払準備金の独自の機能には論及しないのである。

もっとも、山口氏は銀行の一覧払い債務の流通圏が限定されていることによって生ずる問題を論じていないわけではない。山口氏は『経済原論講義』において、これまで検討してきたような支払準備金の基本規定を展開している「銀行信用」の項目の次に「信用機構の重層的構造」という項目を設け、そこでは個々の銀行の銀行券流通圏が再生産の一部しかおおっていないことを取り上げる。すなわち山口氏は、「個々の銀行の取引圏内の諸資本の運動がその圏内だけでは完結しえない構造をもっている限り、圏外との商品売買関係は個々の銀行における現金貨幣の流出入関係に結果」（山口 [1985] 231頁）すると述べ、圏外との取引の動向によって支払準備金が増減する関係にも論及しつつ、「信用機構の重層的構造」の形成過程を展開するのである。

ではなぜ支払準備金の基本規定において、個々の銀行のこのような部分性が明示的には論及されないのだろうか。それが捨象されれば、圏外との取引にとまらぬ支払準備金の増減も捨象されてしまう。その結果として事実上そこでは、いわば完成された「信用機構の重層的構造」の中の代表単数としての性質を帯びた銀行にそくして、支払準備金の基本規定が与えられることになっているわけである。しかし、「信用機構の重層的構造」を形成する一つの動力は、そうした支払準備金の増減に対処する個々の銀行の行動である。個々の銀行の部分性が捨象されたうえで支払準備金の基本規定が与えられると、そのような個々の銀行の行動を支払準備金の基本規定にもとづいて展開することが困難になるのではないか。支払準備金の基本規定は、再生産を部分的にしかおおっていない現実的な個々の銀行にそくして与えられなければならないように思われる。

この点はさらに、信用創造の制約をどう理解するかという問題につながる。支払準備金に対外支

払準備としての役割があるとすれば、銀行の一覧払い債務の創造による与信には、対外支払いの動向によって制約される関係が生ずることになるはずである。支払準備金の基本規定から対外支払準備としての機能を捨象することは、そのような制約を理論的に捉えることを困難にするのではないか。最後にこの点について、信用創造における準備金の役割を主題的に論じた「純粋資本主義における信用創造」（山口 [1999]）にそくして考察しよう。

5 信用創造の制約

山口氏は、「純粋資本主義における信用創造」の結論部分において、「一覧払い債務による返済還流の先取りとしての信用創造を制約しているものは、まさに先取りした返済還流が円滑かどうか、しかも個別的にというよりも、当該銀行のそれが全体として円滑かどうか、さらには当該銀行が属している市場経済社会のそれが全体として円滑かどうか、という問題であって、リスクな一覧払いの債務にたいする準備ないし準備率の問題が信用創造の本質的な制約をなしているのではない」（山口 [2000] 146頁）と述べる。

みられるように山口氏は、返済還流の動向が信用創造の制約となるとし、準備ないし準備率の問題はその本質的な制約にはならないという。そのさい、個別の返済還流や「当該銀行」における返済還流ばかりではなく、市場経済社会の返済還流が全体として円滑かどうか問題とされている。ここでは、「当該銀行」の返済還流と市場経済社会の返済還流が区別されており、複数の銀行が存在するとみなされているから、個々の銀行の一覧払い債務の流通圏は市場経済社会の一部しかおおっていないと想定されていると解釈してよいであろう。個々の銀行がこのような部分性をもつにもかかわらず、最終的には、市場経済社会全体の返済還流の円滑さが重視されているわけである。そこで、市場経済社会全体の返済還流の円滑さが個々の銀行にとってどのような意味をもつかが問題となろう。

まず、上の引用のような結論に至る山口氏の推論をたどってみよう。山口氏は、銀行券が流通している状況について、「銀行券・・・は、発行銀

行の支払能力が信用されている圏内を流通している限りでは、ほとんど現金貨幣にまがう流通力をもって流通しているのであって、減多に支払請求を受けることはないと考えておいてよいのではないか。その銀行券の所持者が、この圏外との取引のために購買手段なり支払手段としての貨幣が必要になった場合に限り、圏外でも通用する貨幣との兌換を請求することがありうる。」(山口 [2000] 136頁) という。

これまでみてきたように、『経済原論講義』において山口氏は、期限付き銀行手形と銀行券とで受け取る主体の動機が異なる点や、銀行券が普及するプロセスについては論じていないのであるが、ともかく銀行券がある程度流通するようになれば、貨幣取扱費用の節約動機はすべての経済主体が恒常的にもつ動機であるから、銀行券の流通性は自己補強的に高まっていき、一定の圏内では現金貨幣にまがう流通力をもつようになるといえよう。そのさい、銀行券流通圏と銀行の支払能力を信用する経済主体の範囲は必ずしも対応しないが、ひとたびそのような流通圏が形成されれば、山口氏のいうように、支払請求は基本的に圏外との取引に起因するものに限られることになる。では、そのような支払請求はどの程度行われ、それは銀行にとってどういう意味をもつとみなされているのであろうか。山口氏は「債務にたいする支払請求とは銀行にとってどういう事態なのか」という点について次のようにいう。

「現金貨幣による支払が請求された場合、現金貨幣が資産として手元があれば、それがどのような源泉のものにせよ、支払いに使用ないし流用すればよい。現金がなかったら、資産を処分するしかないわけであり、信用創造業務との関係でいえば、以前の信用創造のうちのどれかを撤回する、つまり割引手形のうちのどれかを選んで再割引に出し、支払いのための現金貨幣を調達するしかない。しかし、このような支払請求は、・・・割引手形の返済還流が円滑であれば、そんなに高い確率で生じるものではないし、あったとしても、割引手形がしっかりしていれば、その再割引で対処できる。」(山口 [2000] 145頁)

上の引用文において支払請求が高い確率で生じるものではないということの趣旨は、あらかじめ準備された現金が払底し、割引手形を再割引に出

さなければいけないような規模の支払請求は、返済還流が円滑であれば、高い確率で生ずることはないということだと思われる。すでにみたように山口氏において、支払準備金の実質的な意味は不渡りによって損なわれた銀行の支払能力を補完する点にあるから、返済還流が円滑であれば、準備金が払底するような事態はあまり高い確率で生じないというわけであろう。

とはいえ、ここでいう支払請求には、圏内で生ずる請求ばかりではなく、圏外との取引にともなう請求も含まれているはずである。このうち圏内で生ずる支払請求は、返済還流が円滑で銀行にたいする信用が揺るがなければ圏内の経済主体はその銀行券を使い続けるから、「そんなに高い確率で生じるものではない」といえよう。問題は圏外との取引にともなう支払請求である。上の主張が成立するためには、返済還流が円滑であれば、圏外との取引において、支払準備金を払底させるような規模の支払超過はあまり高い確率で生じないという関係が成立していなければならない。たしかに、返済還流が円滑かどうかという問題と、圏外との取引における収支がバランスするかどうかという問題とは密接に関連する。ただし、それらがどのように関連するかは、各流通圏が再生産において占める領域や、銀行間組織のあり方など、具体的な諸条件によって左右されるにちがいない。

議論をわかりやすくするために、返済還流の動向とはさしあたり独立に支払超過が生ずるケースを考えてみよう。再生産においてX銀行券流通圏とY銀行券流通圏が存在するとし、X銀行券流通圏に属する産業資本もY銀行券流通圏に属する産業資本も、固定資本をY銀行券流通圏に属する産業資本から購入するとしよう。このような条件のもとで、X銀行券流通圏において旺盛な固定資本投資が行われるようになれば、たとえX銀行券流通圏において返済還流が円滑であったとしても、X銀行は圏外との取引において支払超過に陥る場合が多いであろう。そのさい、X銀行が直接に固定資本投資にたいして信用創造による与信を行ってなくても、X銀行券を自分の生産物の販売代金として受け取った圏内の産業資本が固定資本を圏外から購入すれば、それにもなつて生ずる支払請求にX銀行は応じなければならない。この例

に示されているように、圏外との取引における収支の動向が、圏内の返済還流の動向によって一義的に規定されるとはいえないわけである。

もちろん、割引手形がしっかりしていれば、その再割引によってX銀行は現金貨幣を調達することができる。しかしこれは「以前の信用創造のうちのどれかを撤回する」ことを意味するから、信用創造によって得られる利潤は削減されることになる。あるいはまた、圏外との取引における支払超過の額や支払超過が持続する期間の長さによっては、むしろ損失が生ずることもあろう。とすれば、銀行は圏外との取引においてある程度以上の規模の支払超過が生じないように信用創造の量を事前に調整するであろうし、大規模な支払超過が生じてしまったとすれば、それが早期に解消されるように信用創造の量を再調整するであろう。

もう一度上の具体例について考えてみよう。かりにX銀行がY銀行の支店のような位置にあれば、X銀行はY銀行の方針に従わざるをえない。先の例のようにX銀行からY銀行への支払準備金が流出したとしても、それはY銀行にとって問題にならないから、X銀行における返済還流が順調なときには、X銀行の信用創造を継続させることがY銀行にとって利益となり、それは継続されることになろう。それにたいして、X銀行とY銀行が別々の資本である場合には、X銀行は、Y銀行からの信用を受けて信用創造を継続するほうが有利か、信用創造を控えるほうが有利かを比較して、行動を決めることになる。そのさい、X銀行はY銀行からの信用を受けるほうが有利であるとはかぎらない。たとえば、X銀行券流通圏の旺盛な固定資本投資がX銀行券流通圏の支払超過額を持続的に増大させ、X銀行のY銀行からの受信の条件が次第に厳しくなるような場合には、X銀行はやがて信用引き締めを行わざるをえなくなる可能性が高いといえよう。

個々の銀行にとって、返済還流の動向と対外支払いとがどのような関係にあるかという問題や、対外的な支払超過に陥ったときにどのような行動をとるのが有利かという問題は、経済主体の商品経済的な行動を前提としても、結論が一つに定まるわけではない。それは、個々の銀行券の流通圏が再生産において占める領域や、個々の銀行が他の銀行との間に形成している関係など、歴史的に

与えられる具体的条件をふまえて理論的に分析されなければならない問題である。そのさい、具体的条件をどこまで原理的考察に入れるかという点については、方法論的にさらに検討すべき問題が残されているといつてよい。さしあたり本稿は、歴史過程において成立する可能性の高い条件については原理的に考察するという方法をとるが、それ以外の方法もありえよう。とはいえない方法をとるにせよ、原理的規定として、返済還流が円滑かどうかという問題ばかりではなく、対外収支がバランスしているかどうかという問題によって、個々の銀行の信用創造が制約されるという点を明らかにしておくことは、信用機構が果たす歴史的に多様な機能を分析する出発点になると考えられるのである。

<注>

- (1) 私はこの問題についてこれまでに二度、山口氏の信用論の検討を行いつつ考察したことがある(宮澤 [1996] および宮澤 [1997])。その後、山口氏から私の疑問にたいする回答、および私見にたいする批評をいただいた(山口 [1999])。たしかに、宮澤 [1996] および宮澤 [1997] における私見は、いずれも多くの問題点を含み、銀行券(および当座預金)の発生論を解明しているとはいえない。けれども、銀行手形と銀行券をいわば連続的に理解する山口氏の説き方には、なお十分に理解できない点がある。ただし宮澤 [1996] の疑問の出し方は的確ではなかった。宮澤 [1996] は取り付けの危険を問題にしたが、これは「異常時の問題」(山口 [2000] 154頁)である。問題にすべきであったのは、「平常時」において、銀行の一覧払い債務がどのような論理で発生するかという点である。そこで本稿では、あらためて『経済原論講義』の発生論的な理論の展開にそくして山口氏の信用論を検討するとともに、銀行手形と銀行券(および当座預金)の関係について、もういちど考察しなおすことにしたい。
- (2) 二者間の取引に焦点を当てて商業信用を考察する理由については、山口 [2000] 44-47頁において詳しく論じられている。
- (3) 山口 [1961] は、銀行券が流通するようになるプロセスを捨象するという方法を明示的に述べていた。そこで山口氏は、現金による割引から銀行券による割引を展開する考え方にたいし、「銀行券は商業手形流通を基礎にし、その限界を止揚するものとして理論的に要請されてくる点、が不明確になりはしないだろうか」と疑問を提起しつつ、

「理論的には、商業手形が銀行券によって代位されざるをえないモメントさえ明らかにしうれば、あとは別に銀行券がしだいに金貨幣を駆逐して行くプロセスを表象しなくとも、「この種の信用貨幣が単なる商業流通から出て一般的流通に入り、ここで貨幣として機能する」・・・ところでその銀行券流通の意義と限界を明らかにすればよい」という（山口 [1984] 71-72頁）。しかし、そのプロセスを分析してみると、商業手形と銀行券とが異質な側面をもつことが明らかになるのではないだろうか。ただし、現金による割引から銀行券による割引を展開するという方法は、銀行の基本的機能が現存の貨幣の融通にあるかのような誤解を招きやすいという理由で、原理的考察においては採用されるべきではない。

- (4) 大内力氏は、個別資本にとっての貨幣取扱費の節約を根拠として銀行に預金が集中されるとみなしたうえで、「銀行に預託された現金が兌換券におきかえられ、それが現金のかわりに購買手段ないし支払手段として用いられることになれば、その〔貨幣取扱費用の〕節約はいつそう徹底されることになる」（大内 [1978] 263頁）と述べつつ、「銀行が預金の払戻しにおうずるばあいに、必要におうじて銀行券の発行によってこれをおこない、それについて正貨兌換を保証する」（大内 [1978] 264頁）という。ここで貨幣取扱費用の節約が重視されている点、および預金の払い戻しにさいして銀行券が発行されると捉えられている点は的確であろう。ただし、どのようなプロセスを経て「兌換券」が購買手段ないし支払手段として用いられることになるかについては、さらに立ち入った考察が求められよう。
- (5) 新田滋氏は、「銀行手形による信用代位の創造」について考察した後、「これに対して、一覧払い形式を取れば不時の兌換支払請求に備えるという要請が問題となってくる。ここで、はじめてたんなる貸倒引当金とは異なる性質をもった準備金の量と準備率とが問題となり、準備金の補強を要するようになるのである」（新田 [1997] 18-19頁）と述べる。この見解は、銀行の債務が一覧払い形式をとることによって、支払準備金の機能に銀行手形の場合にはなかった機能が追加されることを明らかにしている点で的確である。ただし、支払準備金の補強を要するようになるかどうかは、一覧払い債務による与信が開始される時点でそれがどの程度の範囲の経済主体に授受されているかによって決まる。それが発生した当初はほとんど流通しないと考えられるから、銀行がその段階で一覧払い債務による与信を始めるとすれば、たしかに支払準備金の補強が必要になろう。けれども銀行の一覧払い債務の流通圏がある程度以上広がった段階においてそれが開始されれば、必要な支払

準備金はむしろ減少するといつてよい。

<参考文献>

- 大内力 [1978] 『信用と銀行資本』 東京大学出版会
- 新田滋 [1997] 「信用創造理論の批判的再検討——フィリップス説と山口・小島説の問題点から」（茨城大学『人文学部紀要（社会科学）』第30号、所載）
- 宮澤和敏 [1996] 「現代信用論の展開——一覧払債務の流通根拠をめぐって」（『月刊フォーラム』1996年8月号、所載）
- [1997] 「一覧払債務の流通根拠——山口重克氏の銀行信用論の検討」（『茨城大学政経学会雑誌』第66号、所載）
- 山口重克 [1961] 「商業信用と銀行信用」（鈴木鴻一郎編『信用論研究』法政大学出版局、所収。山口 [1984] に再録。引用は山口 [1984] による）
- [1984] 『金融機構の理論』東京大学出版会
- [1985] 『経済原論講義』東京大学出版会
- [1999] 「純粋資本主義における信用創造」（国士舘大学『政経論叢』通巻110号、所載。山口 [2000] に再録。引用は山口 [2000] による）
- [2000] 『金融機構の理論の諸問題』御茶の水書房
- Marx, K. [1894] *Das Kapital*, Band III, in *Marx-Engels-Werke*, Band 25, Dietz Verlag, 1964. (岡崎次郎訳『資本論』⑦、大月書店、1972年)